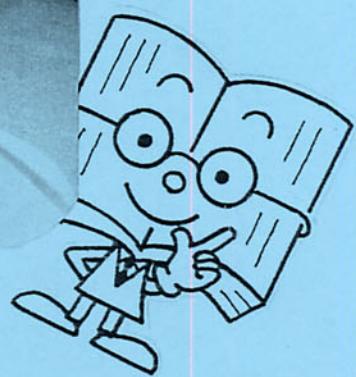


大和郡山市子ども読書活動推進計画

『 1 冊の本との出会いで
人が育つ 心が育つ・・・』



平成 19 年 3 月

大和郡山市教育委員会

はじめに

幼い頃の読書・・・それは、未知の世界に入り、そこで生活する人達の生き方や考え方、また、この体験を通して自己を見つめ直し、新たな感性と好奇心、想像力を培い、さらに広い世界へと踏み出す大きな助けとなる大切な活動です。

また、良い本と出会い読書する機会を多く持つことは、子どもの言葉や表現力を豊かにするとともに、優れた文章に接することから書く力の向上にも役立つといわれています。

しかし近年、さまざまなメディアの発達や普及等、子どもを取り巻く生活環境の変化等により、子どもの読書離れが指摘されています。

のことから、今家庭を始め、家庭・地域・学校等が一体となり、すべての子どもが読書の喜び、楽しみを味わうことができる環境づくりが求められています。

国においては、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布施行し、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を、策定しました。その計画に基づき、奈良県は平成15年3月に「奈良県子ども読書活動推進計画」を策定しました。その後、国・県ではこの計画による具体的な方策の転換を始めており、こうした取り組みが子どもの読書環境を充実させ、読書離れを好転させていくことになるものと期待しております。

「大和郡山市子ども読書活動推進計画」は、これからの大和郡山市を担う子どもたちの読書活動を、家庭・地域・学校が連携し計画的に推進するため、その基本の方針と平成23年までの施策の方向を示すものとして策定いたしました。

それぞれの場所で「いつでも、どこでも、だれもが読書できる環境」を整え、『1冊の本との出会いで 人が育つ 心が育つ・・・』を合い言葉に「やまと郡山っ子」の未来を明るいものとするため、子どもの読書活動を積極的に推進してまいります。

平成19年3月

大和郡山市教育長
山田 勝美

〈目次〉

第1章 子どもの読書活動推進について

- 1 国、県の動向
- 2 大和郡山市の動向

第2章 子ども読書活動推進計画の基本方針

- 1 趣旨
- 2 対象と期間
- 3 推進体制と評価

(* 子ども読書活動推進のイメージ図)

第3章 子ども読書活動推進と具体的展開

- 1 家庭における読書活動の推進
- 2 園・学校における読書活動の推進
 - (1) 学校図書室の整備・充実について
 - (2) 学校図書室の運営について
 - (3) 司書教諭・学校司書について
 - (4) 園での読書活動の推進について
 - (5) 児童・生徒の活動への支援について
- 3 地域における読書活動の推進
 - (1) 乳幼児への取り組みについて
 - (2) 児童・生徒への取り組みについて
 - (3) 特別支援を必要とする児童・生徒等への取り組みについて
 - (4) ボランティアの養成と支援について
 - (5) 自治会、近所でできることについて
 - (6) 書店の取り組みについて

参考資料 1 大和郡山市「児童サービス」内容

- 2 大和郡山市子ども読書活動に関するアンケート調査
- 3 大和郡山市子ども読書活動推進会議設置要綱
- 4 大和郡山市子ども読書活動推進会議委員名簿
- 5 大和郡山市子ども読書活動推進計画策定の経過
- 6 子どもの読書活動の推進に関する法律

第1章 子どもの読書活動推進について

1 国・県の動向

「読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で、欠くことができないもの」として、国では、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、平成14年8月には、この法律に基づき「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を定めるとともに、4月23日を「子ども読書の日」と定めました。

また奈良県においても、平成15年3月に「奈良県子ども読書活動推進計画」を策定しました。

2 大和郡山市の動向

国、県の計画を受けて、大和郡山市は子どもの読書活動を積極的に推進します。すべての子どもたちが本を読む喜びを味わい、人間性豊かに育つ読書環境を整えるため、家庭、園・学校、地域において、系統的・計画的に推進していきます。

本計画は、上記同法第8条第1項の規定に基づき「すべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的に読書環境の整備に努める」ことを基本理念として、施策の総合的かつ計画的な推進を図るものです。



『1冊の本との出会いで 人が育つ 心が育つ・・・』

第2章 子ども読書活動推進計画の基本方針

1 趣旨

読書は、「言葉と心」を育てます。読書により子どもは、広い世界を知り自分自身の考えを確かめたり高めたりする体験を持ちます。そして、この体験を通し考える習慣、豊かな感性や情操、思いやりの心などを身につけることができます。

また、読書は、子どもが社会に主体的に対応していくために、自ら課題を見いだし、考え、判断し、表現することにより解決することができる資質や能力を育むものです。

このように、読書の果たす役割は、子どもが自分の将来に夢をもち、自己実現を図っていく上で極めて重要です。生涯にわたる読書習慣が形成されるのも、この時期です。「主体的に判断する力や人を思いやる心」を育むためにも、読書は有効な手段です。これらは、いずれも「人生を深く生きる力」ともなります。

大和郡山市子ども読書活動推進会議が平成18年10月に行った、「子どもの読書環境を高めるための意見」等のアンケートによると、この1か月間「ほとんど（教科書・参考書や雑誌、マンガを除いて）読まない」は、幼稚園4%、小学2年生21%、小学5年生33%、中学生42%、高校生47%となっています。また、調査結果では子どもばかりではなく保護者の48%が「ほとんど読まない」と読書離れの傾向がみられる事を示しています。

大和郡山市におきましては、こうした子どもたちの読書離れの状況を踏まえて、「大和郡山市子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

本計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）第8条に基づき、国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成14年8月）を基本として市としておおむね今後5年間の取り組みについて示すものです。

大和郡山市のすべての子どもが、自主的に読書活動を行うことができるよう、読書環境の整備、読書活動の指導、関連機関の協力・連携に努めます。そして、市民一人一人の生涯を通じた読書習慣の確立に向けて、成長過程に応じた施策を実施するとともに、家庭・学校・地域を通して社会全体での取り組みを図っていきます。

(1) 子どもの読書環境の整備

子どもを楽しく本の世界に誘い、読書習慣を培うためには、子どもの身近なところに本をそろえ、いつでも手に取れるようにすることが大切です。そのためには、公共図書館（以下「図書館」という。）・学校が魅力ある本をそろえるとともに、読書案内やおはなし会、多様な本の情報の提供を行うことが重要です。

また、家庭においても親子で一緒に本を楽しむ機会（親子読書等）や時間を工夫することが大切です。

(2) 読書指導の充実

読書を通して、子どもは言葉を学び感性を磨きます。また、表現力を高め、想像力を豊かなものにするとともに人生を深く生きる力を身につけさせるものです。園・学校で学ぶ期間を、生涯を通じての読書への基礎づくりの時期として、子どもが本に親しむ機会を増やすように努めなければなりません。

子どもに本の楽しさを知らせ、子どもを本の持つ広く深い世界へ導くためには、大人が子どもに本の楽しさを伝えることも大切です。園や学校においては、子どもの発達に応じた適切な読書指導が必要といえるでしょう。

(3) 各機関の協力・連携を図る

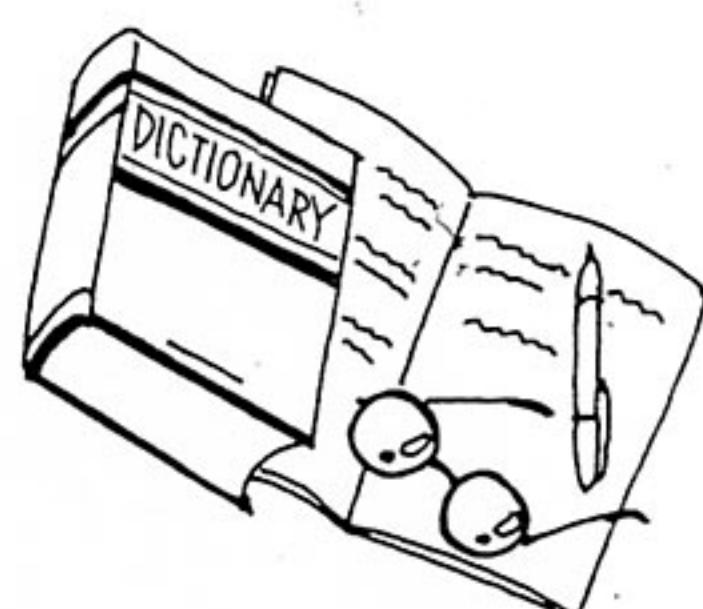
読書活動を進めていくには、地域や園・学校が、主体的に機能することはもとより、一層成果を挙げるためには、それらの連携が大切です。園・学校、ボランティア、家庭、地域そして行政の関係部局が協力して、あらゆる機会を通じて子どもの読書を促すように働きかけをすることが必要です。図書館には、協力と連携を推し進めていく役割が期待されています。

2 対象と期間

本計画の対象は、おおむね18歳までの子どもとし、平成23（2011）年までを目標年度とし、計画の具体的施策を順次実施していきます。

3 推進体制と評価

この計画を策定した委員を中心に、「大和郡山市子ども読書活動推進委員会」を設置し、2年ごとに計画の推進状況を見直すとともに評価し、取り組みが効果的に実施できるように努めます。





大和郡山市子ども読書活動推進計画

(子ども読書活動推進のイメージ図)



『1冊の本との出会いで
人が育つ 心が育つ・・・』

読書活動推進のための基本方針

- ①読書環境の整備
- ②読書指導の充実
- ③協力・連携

家庭

- ・読み聞かせ
- ・図書館行事などへの参加



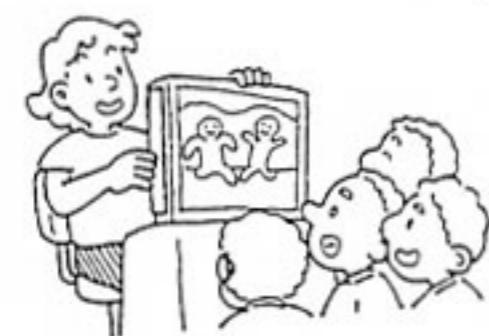
園・学校

- ・読書タイム
- ・おはなし会など



地域

- ・人材育成を支援
- ・情報収集と提供



協力・支援

推進体制の充実

子ども読書活動に関わるボランティア

推進にむけての体制づくり

大和郡山市子ども読書活動推進委員会の設置

(1) 子ども読書活動推進計画の啓発



子ども読書活動推進計画の内容・目的を広く周知するとともに、子どもの読書活動に関するイベント・情報を市民に伝えるため、広報紙、図書館ホームページ等の積極的な情報提供に努めます。

読書週間や「子ども読書の日」に関連して、学校や図書館、読み聞かせボランティア等と連携を図り、子どもだけでなく大人への啓発・広報、また本に関する情報提供を推進していきます。

〈目標項目〉

- ・広報紙「つながり」、図書館だより、ホームページ等を利用し「子ども読書活動推進計画」の周知
- ・読書活動に関する情報や、子どもの年齢に応じたブックリストの作成・配布
- ・保護者や市民には、学校や図書館・公民館を通じ、子どもの読書活動に関する情報提供や講座による啓発

(2) 学校図書室と市立図書館の連携

学校図書室が読書推進や調べ学習に取り組む中で、図書館のバックアップは不可欠となっています。図書館と学校図書室の連携を重視し、円滑に進行できるような体制づくりが必要です。

学校の調べ学習に必要な資料や読み物については、図書館の団体貸出がさらに充実するよう努めます。

〈目標項目〉

- ・図書館と学校図書室の連携を図るため、定期的に年に1～2回、情報交換会の実施
- ・学校図書室の年間学習指導計画等の把握とバックアップ
- ・学校図書室の貸出のため、児童書の充実（平均一人4.1冊から5.1冊へ）

(3) 地域での取り組みの支援

図書館では、現状のボランティアの活動状況を把握するとともに、地域や学校で活動している団体を養成・支援する目的で「読み聞かせボランティア研修講座」を継続的に実施していきます。

〈目標項目〉

- ・定期的に連絡会を年に2～3回開催し、取り組みの情報交換や運営支援
- ・地域における活動拠点の拡大

第3章 子ども読書活動推進と具体的展開

1 家庭における読書活動の推進

【現状と課題】

家庭はもっとも日常的な本との出会いの場であり、読書習慣の形成を担います。アンケートの結果にみられるように「子どもが読書に親しむためには、周りの大人が本を読む姿を見せることが大切」、「身近に、いつでも本がある環境を整える工夫が必要」という声が数多くありました。具体的には、「家族で読書タイムの設置、寝る前の読み聞かせ、テレビを見ない時間を作る」など、家庭でのそれぞれの工夫がありました。

映像メディアの著しい普及や共働きの家庭の増加、児童の習い事の時間の増加等、子どもを取り巻く生活環境の変化によって、親子で読書を楽しむ機会や時間が少なくなっています。より良い読書環境の整備や家庭内でのコミュニケーションの時間の確保が重要です。

一方、園・学校、図書館、また地域の活動を有効に利用して、いつでも子どもの手の届くところに本がある生活を実現していくことが必要です。

そして絵本・物語の世界を十分楽しんだ子どもは、次の読書の段階へと自然に進んでいきます。親子で本を読むひとときをとおして、いかに読書の楽しさを伝えていくかが大きな課題になります。

【具体的な取組】

- ①「親子読書」等、家庭での読書活動の啓発・促進
- ②本と出会う機会の拡充
- ③図書館の行事・おすすめ本の情報の提供
- ④本と人を結びつける人材の育成

【連携機関】図書館、公民館、児童館、保育園、幼稚園、保健センター、
こども福祉課、社会教育課



2 園・学校における読書活動の推進

学校は、各教科における学習活動を通じて読書活動を行っており、子どもの読書習慣を形成していく上で、大きな役割を担っています。国で示されている学習指導要領にも、「学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童・生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することとなっています。各学校での子どもの発達段階に応じた読書活動計画やきめ細やかな体制づくりが大切です。

子どもたちにとって学校図書室(*1)は、家庭にはない多様な本にふれることのできる身近な本棚で、読書の面白さを感じ読書習慣を形成するのに大切な場所です。また、小学校の低学年は本を自分で読むことの楽しさを味わい始めることができる時期です。さらに学年が上がるにつれ、読書の範囲がより幅広いものに広がっていきます。

小学校から中学校へ進む時期あたりで、読書離れが起こるといわれています（平成14年5月に行なわれた第48回読書調査による）。この時期に読み聞かせや「朝の読書タイム」等で子どもの活字離れに歯止めをかける方策を講じる必要があります。

「朝の読書」については、それぞれの学校で回数や時間は異なるものの、ほとんどの市内小・中学校が取り組んでおり、学校をあげて授業の始まる前の10分間等を有効利用しています。その結果、「落ち着きが見られるようになった」「集中力が養われた」という成果がアンケートでています。

子どもが1日の大半を過ごす学校の中で、充実した図書室があり利用案内や読書案内ができる大人がいて、自由に利用できる図書環境のなかで読書の楽しさを実感できることは子どもにとって大切なことです。

奈良県子ども読書活動推進計画においては、学校図書室は「子どもの自由な読書活動の場として、想像力を養い豊かな心を育む『読書センター』としての役割のみならず、子どもの主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に役立つ『学習情報センター』としての役割を担うことになります」とされています。そのためにも司書教諭が中心となり、教員、ボランティア、図書館職員等が連携・協力し、それぞれの立場から機能の充実を図っていくことが重要です。

(*1) 学校図書室・・・学校の図書館（室）は、「学校図書館法」に基づいて運営していますが、「大和郡山市子ども読書活動推進計画」の中では、『学校図書室』を統一して使用しています。

（1）学校図書室の整備・充実について

【現状と課題】

学校では、児童・生徒が自由に読書が楽しめるように「図書委員会」活動により、学校図書室の読書環境づくりや貸出・返却活動を行っています。しかしながら、その活動時間には制限があり、司書教諭(*2)や図書室担当教諭の指導する時間も十分に取れない状況です。

また、市内小・中学校の平成16年度の蔵書冊数は、文部科学省の学校図書館図書標準(*3)によると、例えば小学校で20学級の場合、基準冊数は10,760冊、中学校で16学級の場合は12,640冊に対し、市内同規模の小中学校における蔵書は、5,400冊（小学校）、5,600冊（中学校）と大きく下回っています。全体の蔵書数の充実だけでなく、本の質を高めていく努力も必要です。

そのために文部科学省の「新学校図書館図書整備5ヵ年計画（3次目）」がある中で、図書資料の計画的な整備が図られるよう努めます。

また、利用されていない古い本の廃棄とあわせて、子どもにとって魅力的な本や学習に役立つ本を充実させていくことが重要です。早急に計画的な蔵書の充実や図書館の有効利用、学校間の貸借等の検討が必要です。

【具体的な取組】

- ①蔵書の充実及び財源の確保
- ②図書館の団体貸出の有効活用
- ③書架の配置替えや面展台の利用など、学校図書室環境の確保と工夫

【連携機関】教育総務課、図書館、PTA、ボランティア

(*2) 司書教諭・・・学校図書館法第5条では、「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。」と規定されており、当該教諭は司書教諭の講習を終了したものでなければならない。

(*3) 学校図書館図書標準・・・平成5年、文部科学省（旧文部省）が公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図るべきの目標として設定したもので、蔵書数の目安となるもの。

(2) 学校図書室の運営について

【現状と課題】

市内の多くの学校図書室がコンピュータを設置しています。図書資料をデータベース化している小学校（11校）は100%で、学校図書室は、すべて同一の図書館システムを導入し、貸出・返却・検索に使ってています。学校図書室の開放時間は、始業前（1校）、中間休み（5校）、昼休み（11校）、放課後（1校）など学校によって異なっています。

中学校（5校）の学校図書室システム化は60%となっており、全校において図書館や他校の学校図書室とのネットワーク化による本の貸借等も今後の課題です。

さらに最近では、欠くことのできないパソコンの台数やインターネット導入状況など設備面でも学校間での格差が見られ、その充実は急務となっています。

また、半数以上の小学校では、学校図書室を保護者ボランティアの活動の場として、おはなしの読み聞かせや本の整備などの活動を行っています。学校で、顔見知りの近所の人たちが絵本を読んでくれる取り組みは、地域の教育力とも子どもを守る地域のセイフティネットともいえるものです。

【具体的な取組】

- ①市内小・中学校における「朝の読書」の実施・充実
- ②運営スタッフの協力体制の整備
 - ・おはなし会
 - ・図書の修理や貸出
- ③図書館との連携の推進
 - ・授業支援
 - ・情報提供など
- ④常時開室
 - ・司書教諭とPTAボランティアの連携・協力の検討
- ⑤学校図書室のネットワークを図り、蔵書の貸借の促進・普及の検討

【連携機関】学校教育課、図書館、PTA、ボランティア

(3) 司書教諭・学校司書について

【現状と課題】

現在、市内小・中学校の学校図書室に専任の司書教諭や学校司書(*4)がいる学校はありません。学校図書室が計画性を持って、子どもたちが継続的に読書活動が行える環境を整備するため、専任司書や図書室担当者の役割が重要になっています。アンケートにも「学校図書室に専任司書の常駐を希望する」「学校で先生に読んでもらった本の内容は忘れられない」「本の情報がほしい」など学校図書室の人的充実を望む声が多くありました。

【具体的な取組】

- ①司書教諭（図書室担当者）の役割の充実
- ②図書館ボランティアとの協力
- ③図書館との情報交換、図書室担当者研修の実施
- ④司書ボランティアの発掘

【連携機関】図書館、学校教育課、PTA、ボランティア

(*4) 学校司書・・・国の「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成14年8月)では、「学校図書館の諸事務に当る職員」と規定されている。

(4) 幼稚園や保育園での読書活動の推進について

【現状と課題】

幼稚園や保育園では、乳幼児が絵本等を日々の保育の中で楽しめるように取り組んでいます。

3歳児（園）を持つ保護者対象に行ったアンケートによると、51%の幼児が毎日30分以内本を読んでおり、家庭以外の本を読む場所として、園で読んでいる子どもが70%を占めています。また、「園からの貸出冊数をもっと多くしてほしい」「おおいに利用している」「入園して本に接する機会が増え大変喜んでいる」との声が多く寄せられています。

絵本の楽しさを味わうことは読書活動の基礎であり、乳幼児の多様な関心を呼び起こし、読書活動に対応できる大切な取り組みでもあります。

また絵本を通して、親子のふれあいや心の交流が持てるよう、地域のボランティアや保護者による本の貸出や読み聞かせ活動を積極的に取り入れる等、子どもたちが読書に関心を持つような環境づくりや蔵書の充実が課題となってきます。

【具体的な取組】

- ①園での読み聞かせなど読書活動の工夫
- ②園における絵本貸出の充実
- ③家庭での絵本の読み聞かせを保護者に奨励し、親子のふれあいの充実に努める
- ④保護者、ボランティア、小中高生による読み聞かせやおはなし会などの読書活動の充実・推進

【連携機関】 図書館、こども福祉課、学校教育課、PTA、ボランティア

(5) 児童・生徒の活動への支援について

【現状と課題】

子どもたち自身の読書に対する意識を高めるためにも、読書活動への動機付けが重要です。子どもたちの読書に関する情報交換や図書委員会の活動は必要不可欠な取り組みであることから、子どもたち自身が「おはなし会」や「読書会」活動に参加し、読書活動を推進していく事も大切になってきます。

「家庭での子どさんの読書の状況について（複数選択・保護者アンケート）」の設問の中で「ほとんど読まない」の回答は、小学5年生32%、中学2年生39%、高校2年生53%と成長するにつれ読まないと感じている保護者が増えています。

さらに「家庭外での子どさんの読書の状況について（複数選択・保護者アンケート）」によると、本を毎日読む場所として、70～80%園・学校と回答しています。

続いて「子どもの読書をすすめるために、不足していると思われるものはなんですか？（保護者回答）」のアンケートの設問については、小学生は読書習慣がない（5年生36%）、中学生は身近に（家庭にも学校にも）読みたい本がない（2年生56%）、高校生は時間がない（2年生45%）となっています。

児童・生徒の「朝の読書」の取り組み状況は、小学校（91%）、中学校（100%）で、『「朝の読書」による何らかの効果があると感じられますか？（複数回答・教育機関アンケート）』については、

【小学校】落ち着きが見られるようになった（7校）、読書好きの子が増えた（5校）

【中学校】「落ち着きが見られるようになった（全校）」、という回答が寄せられています。

「本が苦手」な児童・生徒も「読書大好き」に、あるいは不登校や校内暴力等に代表される、もっとも多感で不安定な中学生にこそ「朝の読書」を1年間を通してさらに継続して取り組んでいくのが課題です。

【具体的な取組】

- ①「朝の読書」、「朗読」、「群読」の取組
- ②魅力のある図書の確保
- ③図書館での職業体験等への参加
- ④読み聞かせや、小学高学年や中高生が小学低学年・園で読み聞かせをする異学年交流の推進
- ⑤図書委員会活動の活性化のための支援

【連携機関】 図書館、こども福祉課、学校教育課、ボランティア

目標項目	平成18年度	平成23年度
「朝の読書」 実施学校の割合	小学校 91 % (平均 2.6日／週) 中学校 100 % (平均 5日／週)	小学校 100 % (平均 5日／週) 中学校 100 % (平均 5日／週)
		*内容の充実・読書冊数の増加

3 地域における読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するためには、身近なところに読書のできる環境を整備していくことが重要です。図書館は学校外で本と出会い、読書の楽しさと喜びを味わえる場所であり、地域における子どもの読書活動推進の中核的な役割を果たすことが期待されています。

地域の読書活動推進団体（ボランティア・地域文庫等）、園、公民館、児童館、保健センター等も子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供する場として、子どもの自主的な読書活動を推進する上で大きな役割を果たしています。

また、子どもたちが心に残る本と出会い、心身ともに健全に成長していくためには広範な児童書の知識を有する司書が、子どもと本をつなぐ架け橋として専門性を発揮し、図書館が子どもたちにとって「魅力ある場」であるように努めていくことはいうまでもありません。

図書館では、読書活動を推進するにあたり、市内のすべての子どもたちが多くの魅力のある本と出会い、読書を楽しむことで、個々の生活がより充実したものとなるように子どもの周りに多くの児童図書が整備される環境づくりをめざしていかなければなりません。このため、教育施設や地域施設への団体貸出の規模を拡大させることが必要となり、また学校図書室において児童・生徒が読書活動や調べ学習に取り組む中で、そのバックアップは不可欠となっています。そこで、学校図書室と図書館の連携が円滑に進行できるような体制づくりのためにも、更なる児童図書の充実が望まれます。

○ 利用状況（平成17年度「実績報告」）

	0～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳	合 計
登録者数	1,050人	3,758人	2,450人	2,469人	9,727人
利用者数	11,237人	19,589人	4,883人	3,968人	39,677人
貸出冊数	40,300冊	58,533冊	13,298冊	10,827冊	122,958冊

(1) 乳幼児への取り組みについて

【現状と課題】

図書館では、子どものための本の情報提供を行い、おはなし会や読み聞かせ事業等を定期的に実施しています。それにともない、園児の図書館訪問を促し本との出会いを大切にしています。

また、図書館司書が平成17年度より保健センターの「子育て教室OB会」や自治会で取り組んでいる行事に出向き、絵本の紹介や赤ちゃんに読み聞かせをしています。

早い段階で、保護者に読み聞かせの重要性を認識してもらうとともに、生涯における読書習慣を養うことが重要だということをより多くの方に周知し、サービス提供をすべての乳児を対象にしていく必要があります。

その手段の1つとして、「おすすめ絵本」のリーフレットを作成し、保健センターやこども福祉課等を通して配布し、より広い本の情報の提供に努めていく必要があります。

【具体的な取組】

①図書館・保健センター・ボランティアとの連携・協力

- ・読み聞かせの支援、本の紹介、リスト配布
- ・『赤ちゃんと図書館デビュー！(*5)』の充実
- ・読み聞かせの支援、団体貸出

②図書館・こども福祉課との連携

- ・子育て支援事業への絵本の紹介・読み聞かせの支援

③児童館の充実

- ・読み聞かせの支援、図書貸出

④市内書店との交流

- ・「おはなし会」の開催の情報提供等

【連携機関】保健センター、こども福祉課、児童館、ボランティア

(*5) 『赤ちゃんと図書館デビュー！』・・・ 乳児と保護者を対象とし、肌のぬくもりを感じながら言葉と心を通わせるひとときを「絵本」を介して支援する事業。保健センターと連携を図り、おすすめの絵本の紹介や読み聞かせの意義、図書館の利用等を案内する。

目標項目	平成18年度	平成23年度
「赤ちゃんと図書館デビュー！」の参加率 (対象は、1歳・6ヶ月までの乳児)	乳児225人(19.8%) 【平成19年2月末現在】	検診児全員

(2) 児童・生徒への取り組みについて

【現状と課題】

平成17年度の図書館資料年齢別貸出統計によると、市内児童・生徒一人あたりの貸出冊数は、小学生15.6冊、中学生5.4冊となっています。

また、アンケートの結果、中学校・高等学校と進むにつれ図書館や読書から遠ざかる傾向がみられました。小学生の図書館見学や中学生による職業体験等、あらゆる機会を利用して「本との出会い、子どもたちとの出会い」を大切にしています。

読書から離れがちなこの年齢層を呼び戻すために、ヤングアダルトサービス(*6)の充実を図り、書架や児童展示のテーマに工夫を凝らしています。

【具体的な取組】

- ①ヤングアダルト書架の工夫、蔵書の充実
- ②小中高生向けの「おすすめの本」のリスト作成と（公民館や学校を通して）配布
- ③図書館での職業体験、図書館訪問の利用促進
- ④学校へ（希望に応じて）団体貸出
- ⑤学童保育所への団体貸出、情報提供
- ⑥児童書・ヤングアダルトの展示コーナーの充実
- ⑦図書館における専門職員の養成・研修
- ⑧公民館図書コーナーの充実（図書・ボランティアの協力）

【連携機関】 学校、図書館、公民館、学童保育所

(*6) ヤングアダルトサービス・・・子どもから大人への転換期にある世代を対象としたサービス。小学校高学年から高校生を指すことが多い。具体的には、ヤングアダルト向け書架の配置、ブックリストの配布、講演会、イベントなど。

目標項目	平成18年度	平成23年度
①児童書*の充実 (*対象は 0~12歳)	43,454冊 (一人あたり4.1冊) 10,624人 【平成19年2月末現在】	15%増 49,972冊 (一人あたり5.1冊) 9,840人 【推定人口】
②年齢別ブックリスト		・小学生（低・中・高学年別）用 ・中学生用 ・高校生用
③一人当たり貸出冊数 (小・中学生)	・小学生 15.6冊 ・中学生 5.4冊 【平成17年度4月~3月】	・小学生 20.0冊 ・中学生 10.0冊 【平成23年度4月~3月】

(3) 特別支援を必要とする児童・生徒等への取り組みについて

【現状と課題】

県立盲・ろう学校、養護学校からも「図書館見学」を受け入れ、ボランティアの協力を得て、手話での絵本の読み聞かせや手話付きのおはなし会を実施しています。心身障害などで特別支援を必要とする子どもたちの読書活動を推進するため、予想される諸条件をさらに整備・充実していくことが課題となります。

また、市内に勤務する外国人の子どもたち向けに、外国語で書かれた資料・図書（英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語・韓国語など）を約600冊備えています。さらに資料収集の充実を図っていくことが重要です。

【具体的な取組】

（特別支援を必要とする子どもに対して）

- ①特別支援を必要とする子どもの読書活動に関する状況把握
- ②「点訳本」「布の絵本」「大活字本」「録音図書」等の資料の充実と利用の促進
- ③関係団体との連携
- ④図書館利用の啓発と促進

（外国人の子どもに対して）

- ①外国語資料の充実・提供

* 日本語指導が必要な児童・生徒は中国、韓国、ブラジル等の子どもたちです。

- ②図書館利用の啓発と促進

【連携機関】学校教育課、図書館、盲・ろう・養護学校、公民館、人権施策推進課、厚生福祉課

（4）ボランティアの養成と支援について

【現状と課題】

図書館や地域で活動するボランティアは、子ども読書活動を推進する上で欠かすことのできないものです。市内で文庫活動をしているグループや、小学校PTAを母体に活動するグループ、図書館や保健センター、公民館などで活動しているグループなど10数団体があります。

平成18年度には、ボランティアの育成・支援を目的に、図書館で全10回のボランティア研修講座を開催。のべ490人の参加があり、好評を得ています。

今後、ボランティア間の交流や連携を通して、活動の充実とレベルアップを図っていくことが課題です。

【具体的な取組】

- ①市内のボランティア団体の把握と支援
- ②ボランティアの養成・支援のための研修実施
- ③ボランティア（学校・地域）の交流会・連絡会の開催
- ④ボランティアの読み聞かせ活動等に対する団体貸出や情報提供

【連携機関】図書館、学校教育課、社会教育課、こども福祉課



【参考資料】

平成18年度ボランティア研修講座「絵本講座」講師（正置友子教授）によると、「子どもの未来にかかる〈絵本ボランティア〉には7つの条件があります。

- ①あなた自身が、絵本が好きであること
- ②あなた自身が、深く絵本の世界に入り、絵本を読み込む感性をもっていること
- ③幼いこどもたちの心の動きを感じとれる謙虚さ、感性をもっていること
- ④どんな大好きな絵本でも、一方的な読み取りを押しつけないこと
- ⑤子どもの読書環境が良くなる方向で、社会的な関わりをもっていること
- ⑥学び続けていること
- ⑦グループで学びあうこと

目標項目	平成18年度	平成23年度
全小学校区(11)での読書ボランティア活動の養成・支援	8小学校区〈11団体〉 【平成19年2月末現在】	11小学校区〈16団体〉

(5) 自治会、近所でできることについて

【現状と課題】

大和郡山市内には、自主的に文庫活動している団体や自治会館の図書コーナーで、図書の貸出や読み聞かせ、また新生児に図書カードの配布等に取り組んでいる自治会があります。他の団体との交流や、図書館の団体貸出の利用、取り組みの継続が課題です。

【具体的な取組】

- ①図書館の団体貸出の利用・促進
- ②本の情報提供（図書館のブックリストの利用）
- ③他団体（ボランティア等）との交流や研修

【連携機関】図書館、公民館、総務課

(6) 書店の取り組みについて

【現状と課題】

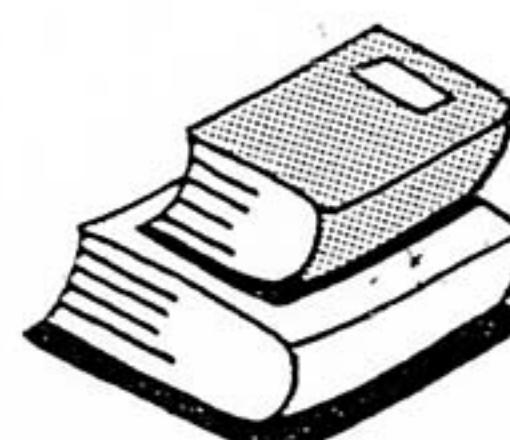
新刊が豊富に並ぶ書店は、図書館とは違った本の魅力のある空間でもあります。図書館と併せて、書店を利用することにより本に対する愛着や情報が増していきます。また、書店組合では、園・学校を訪問して読み聞かせの催しのバックアップや、それぞれの店で「おはなし会」を催すなど、読書活動推進に貢献しています。今後さらに幅広い図書情報の提供や店頭での児童書の充実が望されます。

子どもたちが、どこへ行っても健康新心の糧になる本に多く出会えるよう、書店の理解と協力をえて、読書活動の推進を呼びかけることが課題です。

【具体的な取組】

- ①図書館との協力事業の推進
(読み聞かせ、おはなし会、講演会等)
- ②児童書の充実
- ③「子ども読書の日」の啓発事業

【連携機関】図書館、公民館、園・学校



資料

(ページ)

資料 1	大和郡山市「児童サービス」内容	• • 1 6
資料 2	大和郡山市子ども読書活動に関するアンケート調査	• • 1 7
資料 3	大和郡山市子ども読書活動推進会議設置要綱	• • • 2 1
資料 4	大和郡山市子ども読書活動推進会議委員名簿	• • • 2 2
資料 5	大和郡山市子ども読書活動推進計画策定の経過	• • • 2 3
資料 6	子どもの読書活動の推進に関する法律	• • • 2 4



大和郡山市の「児童サービス」内容

■ 図書館での事業

- ・図書館まつり（年1回）
子ども映画や紙芝居、人形劇などの行事を5月の2日間にわたって全館で開催。
- ・おはなしの杜（月2回）
ストーリーテリング、絵本の読み聞かせ、手遊び等を行う。
年少クラス（4歳から小学生1年生）
年長クラス（小学1年生から6年生）
- ・えほんひろば（月2回）
本の読み聞かせや紙芝居、手遊びなどを行う。
4歳以上のクラスと4歳未満のクラスに分けて実施。
ボランティアグループ「郡山おはなし会」主催。
- ・かみしばい劇場（月2回）
おはなしボランティア養成講座の受講生を中心にできた図書館ボランティアグループ「かみしばい劇場」主催で、主に紙芝居と手遊びを行う。
- ・つくってあそぼう
4歳以上を対象に、1年（月1回）を通して工作教室を行う。図書館とボランティアグループ「郡山おはなし会」の共催。
- ・子ども映画会（毎月2回（再上映））
子どものための映画会
- ・ボランティア研修講座（年10回程度）
児童文学者（作家・研究者）による講演会

■ 園・学校・PTAとの協力事業

- ・おはなし会【園 小学校】
- ・図書館見学の受入れ【小学校 盲・ろう・養護学校 家庭教育学級】
- ・職場体験の受入れ【ASU 中学校】
- ・施設見学【高等学校】
- ・団体貸出【園・学校 学校ボランティア】

■ 広報事業

- ・図書館だより（季刊発行・1500部）
- ・広報紙「つながり（月2回発行）」の図書館コーナー
- ・図書館ホームページ
(各種図書館行事の案内、図書検索・予約等)
- ・特集展示コーナー
(特集テーマの本を展示紹介)



資料 2.

平成18年度 大和郡山市子ども読書活動に関するアンケート調査

・ 実施時期 平成 18 年 10 月

・ 対象者 保護者(*) 一般市民

(*) 実施園校 市内公立保育園(128 件) 幼稚園(142 件)

小学校(493 件) 中学校(125 件) 高等学校(58 件)

① 保護者からみた子どもの読書状況

【3歳児】

(1) 家庭での子どもの読書状況について

家庭での子どもの読書状況について、毎日読む・・保育園が 40% (30 分以内 32%
1 時間以内 8%) 週 30 分以内 20%、1 時間以内 11%、2 時間以内 5%、2 時間以上 2%

(2) 子どもの読書をすすめるために不足しているものは、

保育園児は保護者の仕事で忙しいため、時間がない 47%、読書習慣がない 27%
幼稚園では、読書習慣がない 19%、時間がない 22%、本の情報がない 25% となって
います。

(3) 保護者の読書状況も、ほとんど読まないが 51% となっています。

【小学校 2 年生】

(1) 毎日読むが 23% (30 分以内 18%、2 時間以上 2%)

毎週 2 時間以内で読むが 15%、毎月 1 時間以内読むが 17% です。

反面、ほとんど読まないが 21% を占めています。

(2) 読書を進めるのに不足しているものは、

読書習慣がないが一番多く 37%、続いて時間がない 23%、本に魅力がないが 17%
となっています。

(3) 保護者の読書状況も、ほとんど読まないが 39% となっています。



【小学校 5 年生】

(1) 每日読むが 31% (30 分以内 11%、2 時間以内 2%)

しかし、ほとんど読まないが 33% で、ほぼ同比率となっています。

(2) 読書を進めるのに不足しているものは、読書習慣がない 36%、本に魅力が ない 26%、時間がない 16%、本の情報がない 11% となっています。

(3) 保護者は、毎日読む 12%、ほとんど読まないが 50% となっています。

【中学 2 年生】

(1) 家庭での子どもの読書状況について

中学生になると、毎日読むが 25% で、一番多いのが 30 分以内の 16%

2 時間以上が 2% となります。「ほとんど読まない」は、42% で半数に近い数値です。

(2) 子どもの読書をすすめるために不足しているものは、身近に本がない 56%

読書習慣がない 15%、時間がない 11%、本に魅力がない 12%。

(3) 保護者の読書状況も、ほとんど読まないが 48% となっています。

【高校 2 年生】

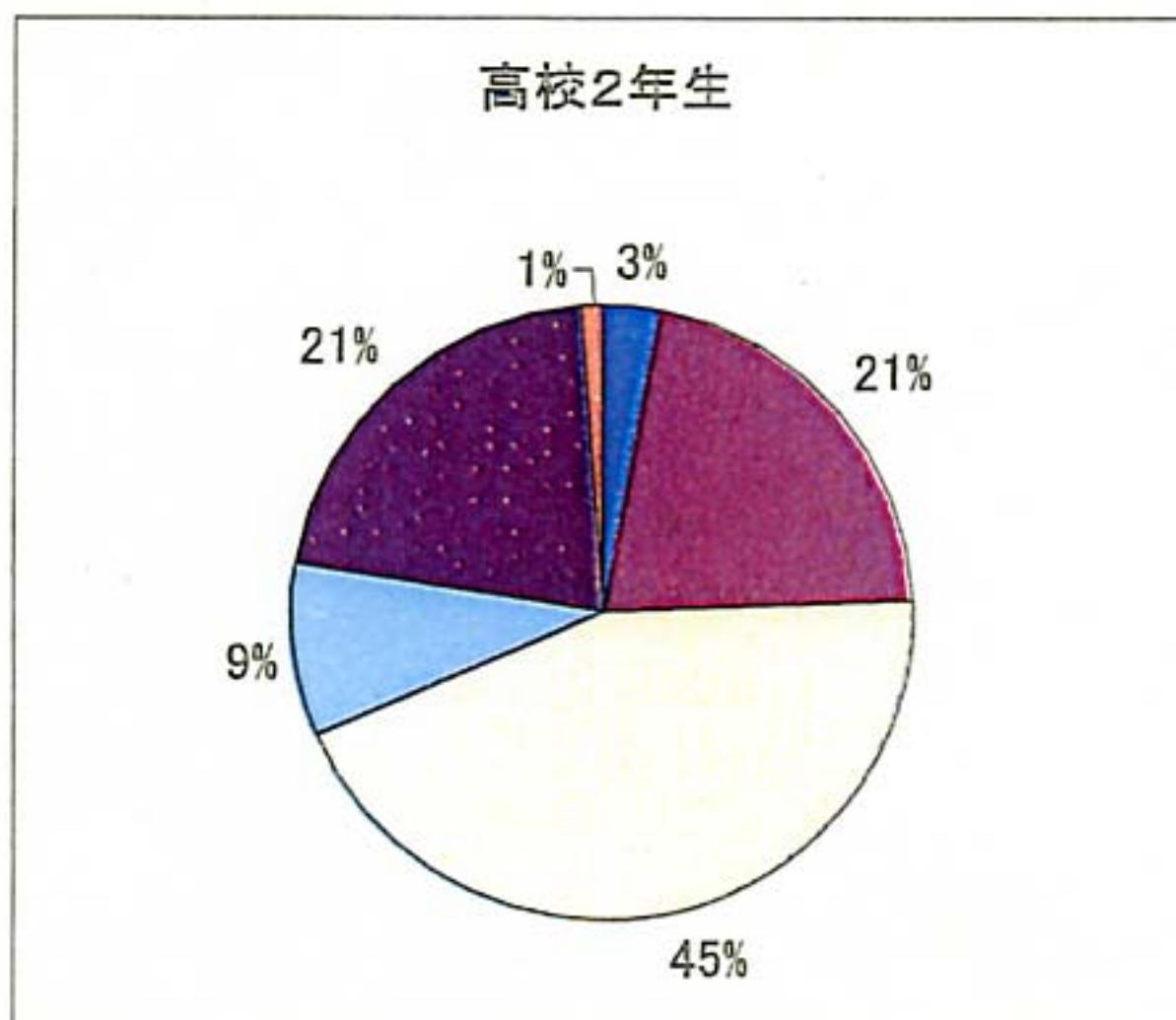
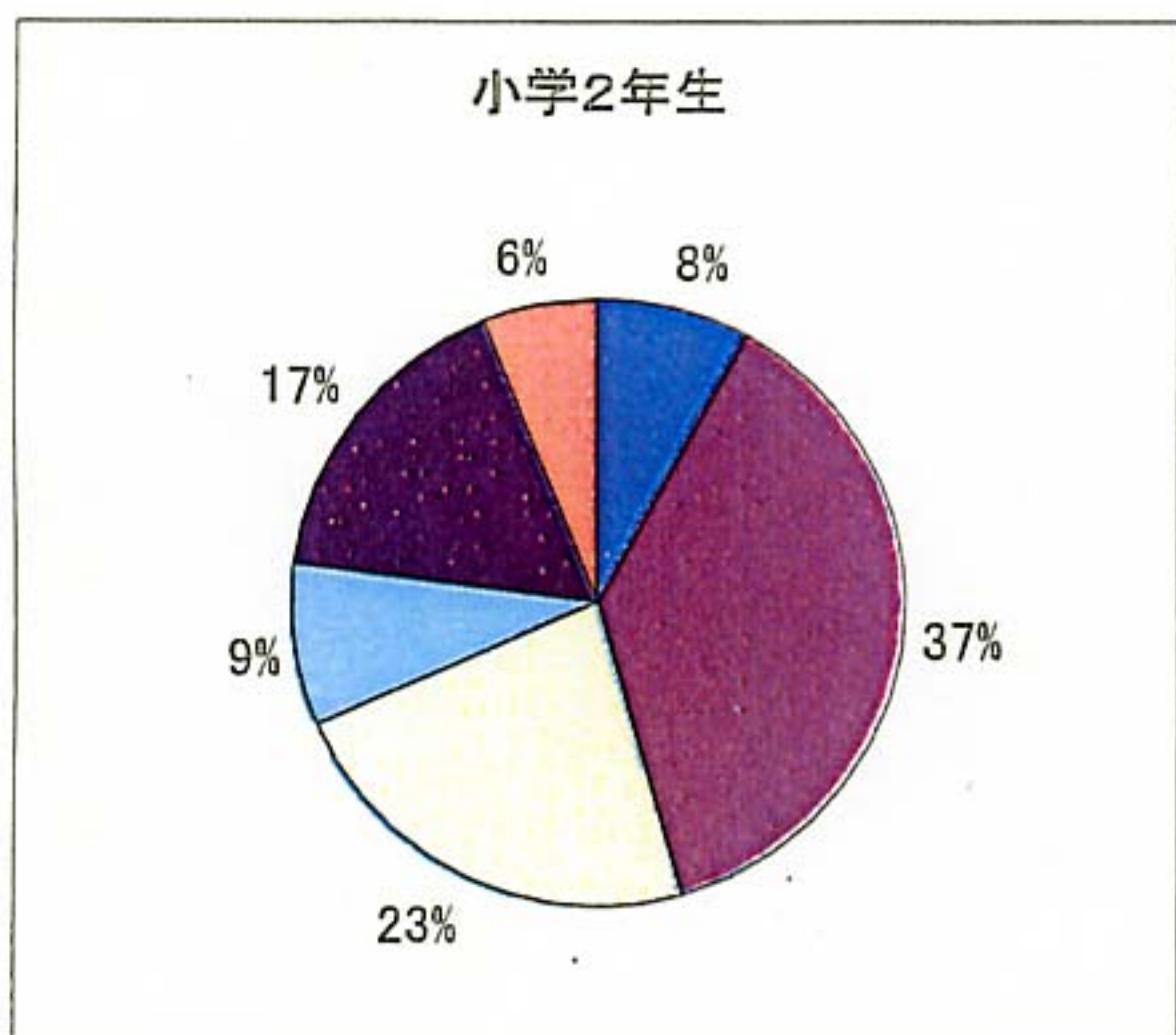
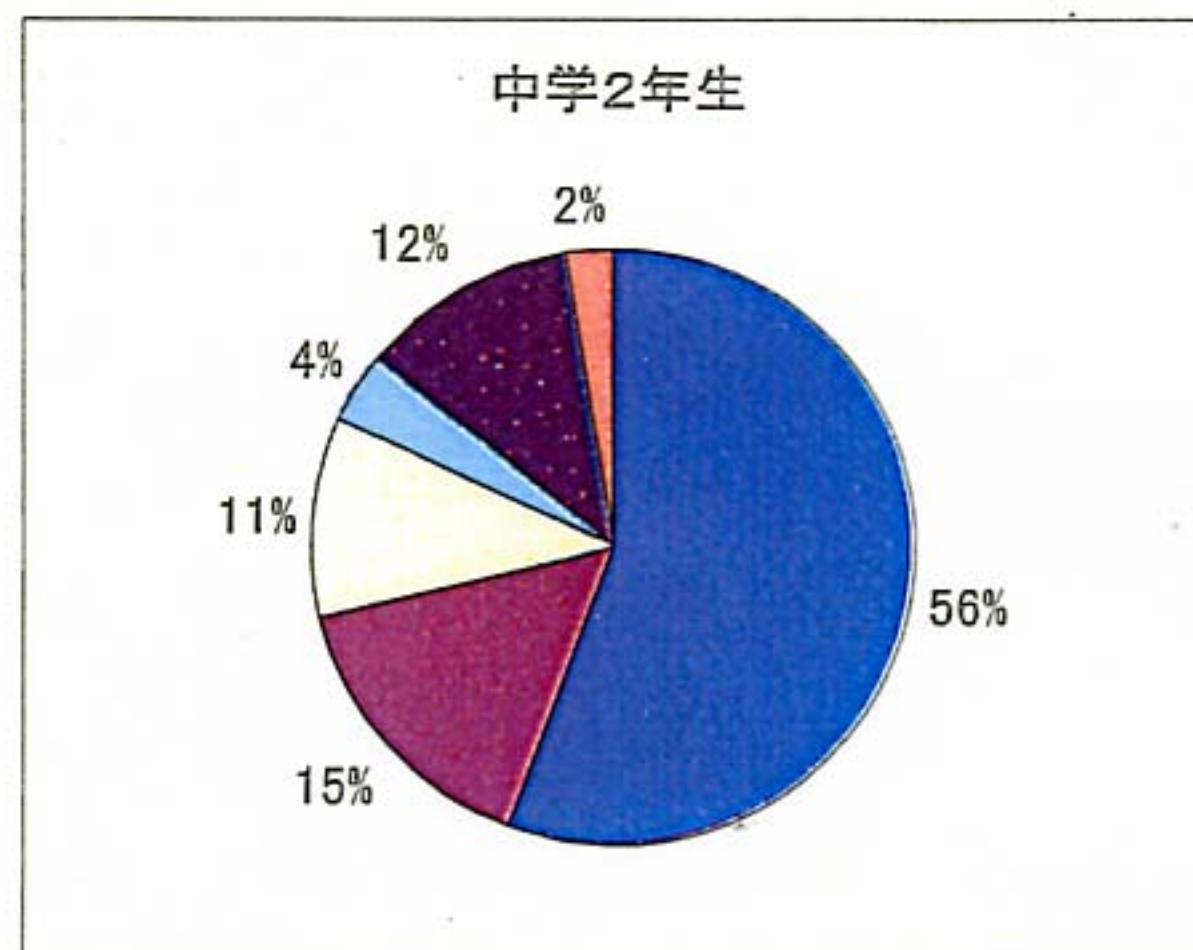
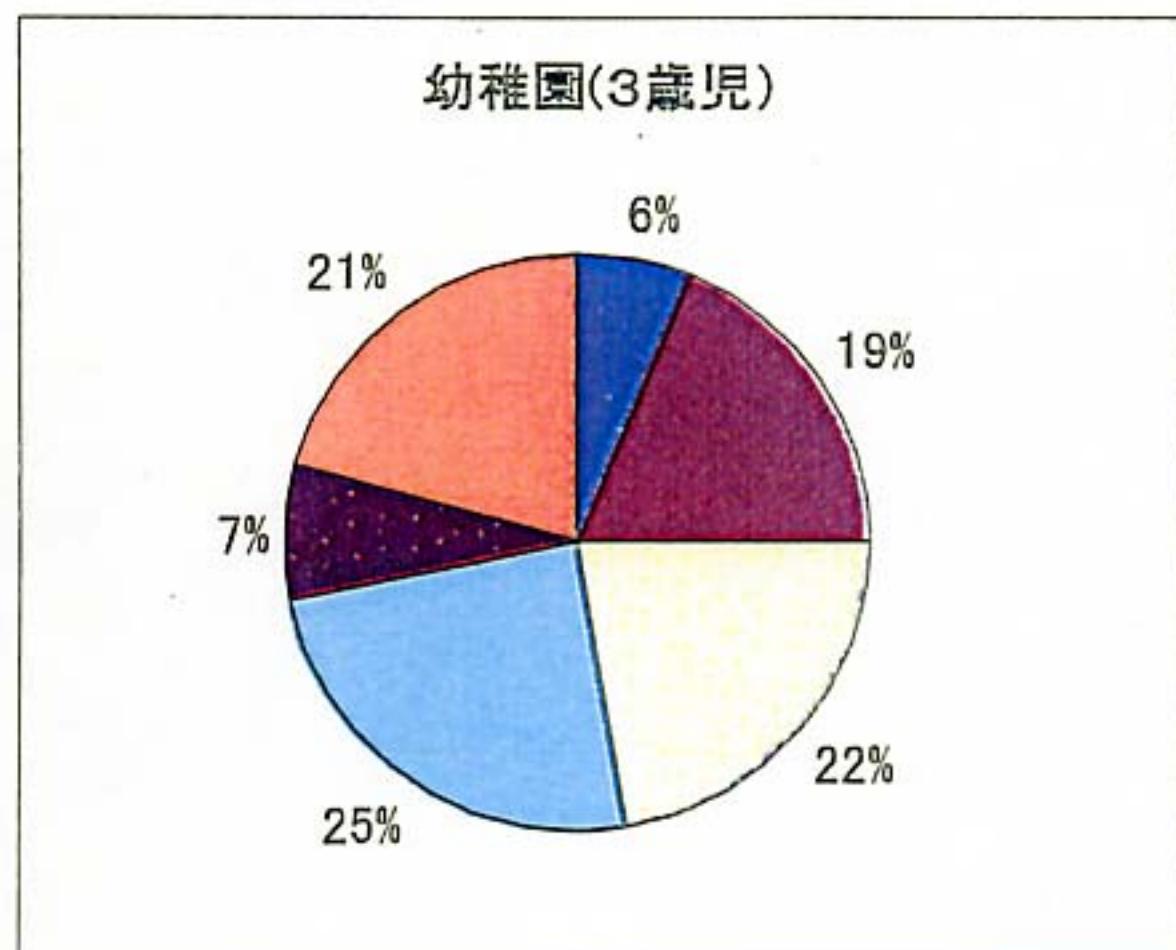
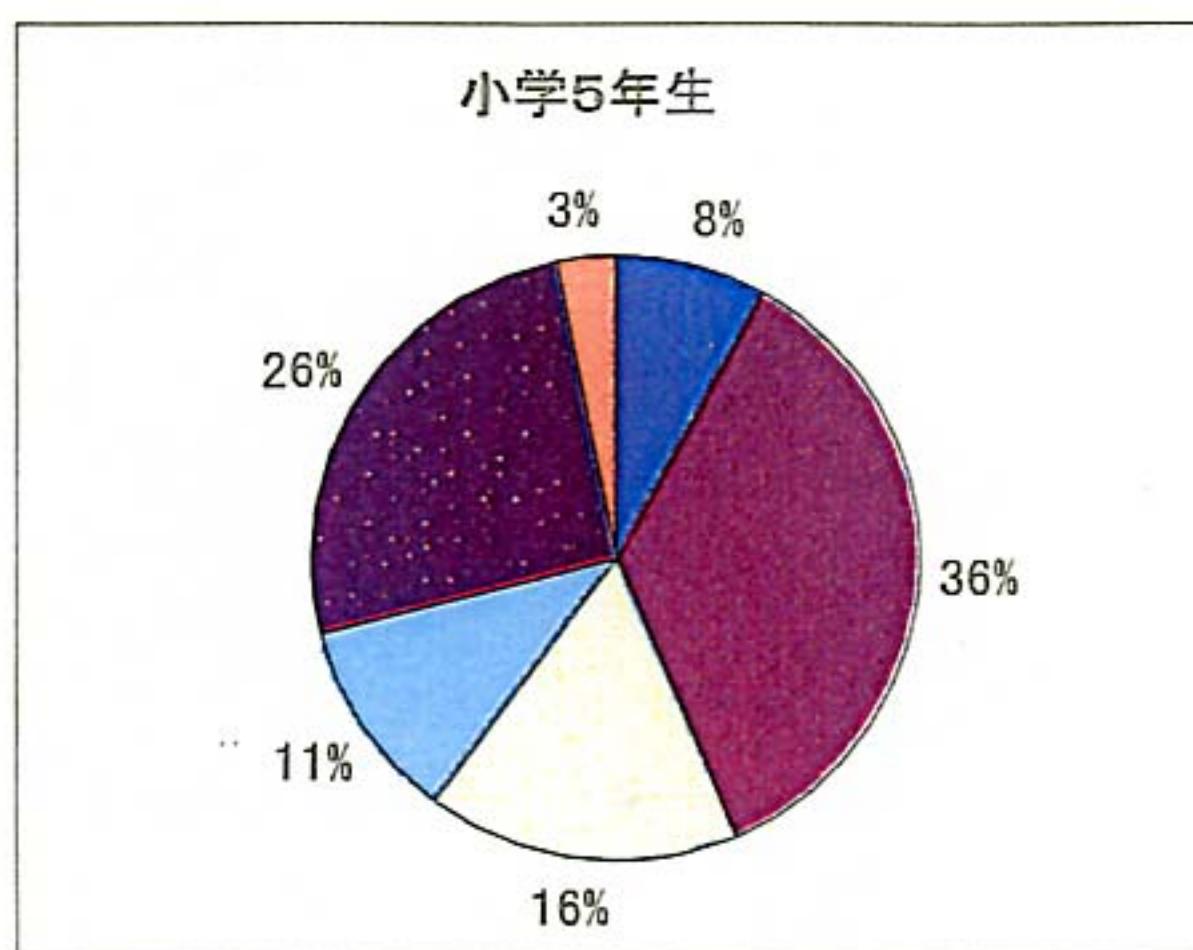
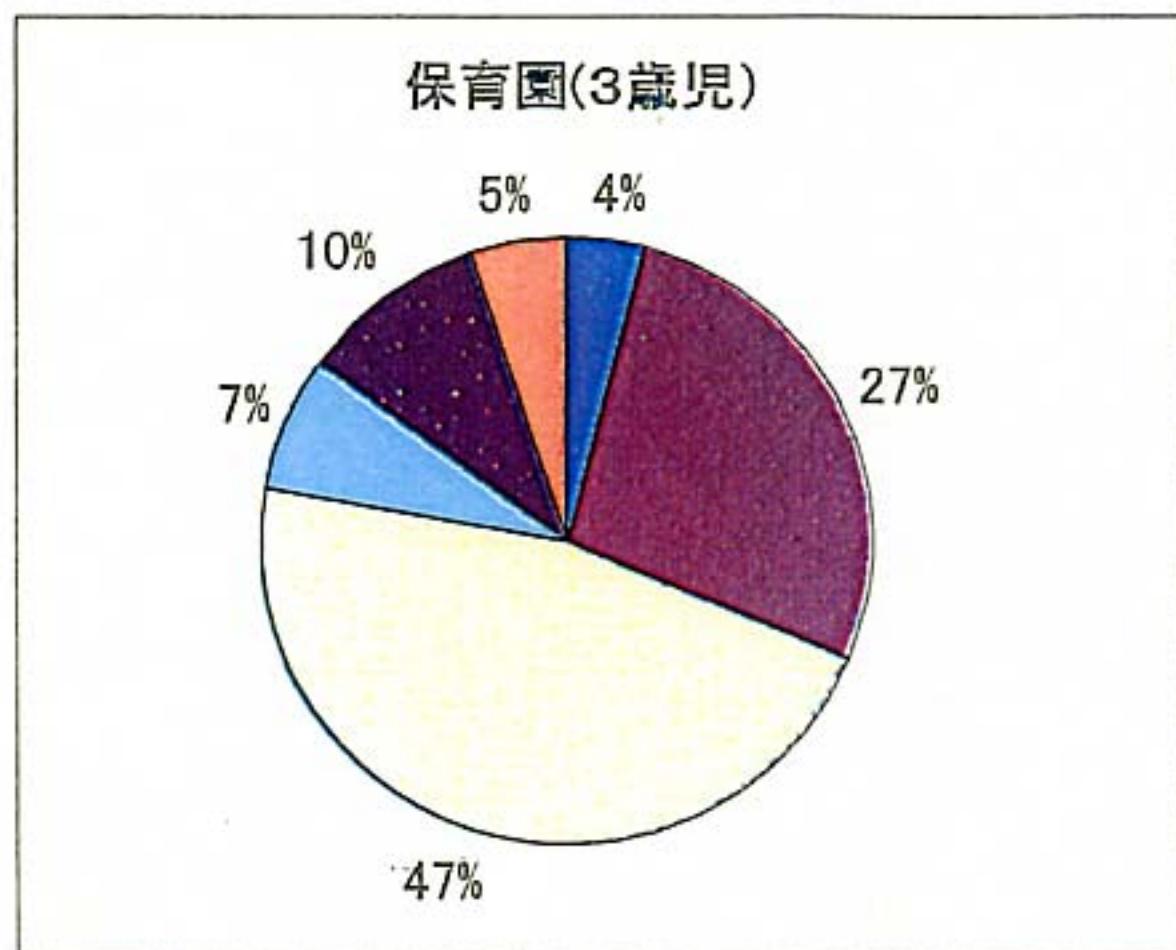
(1) 毎日読むが 15% (30 分以内 9%、2 時間以内 3%)

「ほとんど読まない」が、中学生よりさらに進んで 47% となっています。

(2) 読書習慣を進めるのに不足しているものは、時間がない 45%、読書習慣がない 21%、本に魅力がない 21%、本の情報がない 9% となっています。

(3) 保護者の読書状況もほとんど読まないが 42%、毎週読む 22%、毎月読む 19%、 毎日読む 17% となっています。

② 子どもの読書をすすめるために不足しているもの



■ 身近に本がない ■ 読書習慣がない □ 時間がない
□ 本の情報がない ■ 本に魅力がない □ その他

③ 子どもの読書環境を良くするための保護者意見

【保育園】

- ・図書館の土・日曜日の行事はありがたい
- ・身近に本棚を置く（本とふれあう機会をつくる）
- ・TV・ゲームをしない時間を作る
- ・読書・読み聞かせの習慣をつくる
- ・親子で一緒に楽しめたらよい
- ・本の情報誌がほしい
- ・推薦図書を紹介してほしい



【幼稚園】

- ・本の紹介
- ・貸出の冊数の増加
- ・読み聞かせの習慣
- ・本に興味を持たせる
- ・親が積極的に読み聞かせる
- ・親が読書する姿を見せることが大切

【小学生】

- ・本の情報・図書の紹介
- ・学校の「読書時間」を利用していく
新刊など本の充実
テレビ・ゲームをやめて、まず親が読書をする姿を見せる
本棚の飾り方の工夫で、本に興味をもたすこともできる
本を読むおとなとの姿を見せる
学級文庫を利用する
家庭・学級で読書する時間をもつ
本屋や図書館へ行く習慣をつける
読み聞かせを学校でも実施してほしい

【中学生】

- ・学校の本が少ない
- ・公民館にもっと本を置いてほしい
- ・図書館に行く習慣をつける
- ・学校に司書がいれば子どもに本の情報が伝わり、本が生きる
- ・家庭での読書習慣が大切

【高校生】

- ・身近に本がある環境が大切
- ・「朝の10分間読書タイム」を全校一斉で実施
- ・今、話題の本など新しい本がたくさんあるといい
本の内容、紹介などがあるとすごく興味を持って読む意欲がわくと思う
テレビを見る時間を削る
子どもの環境の中に本を取り入れる
無理強いしないで、本を自由に選ばせる
課題図書を決めずに、自由に読書をさせてやってほしい
周りの人が読書をすれば、子どもも影響されると思う
本の情報・おすすめの本などを多く提供してほしい
子どもが興味を示す本を与えることが大事
家庭内で意識的にテレビやゲームを制限し、読書できる時間と
環境を確保する努力が必要（特に幼児期）

④ 子どもの読書をすすめるためにできること

【家庭でできること】

- ・寝かしつけるときに、絵本を読んであげる
- ・寝る前に家族みんなで、読書タイム
- ・昔話や本に関する話をする
- ・1日に5分でも、10分でも本を読み聞かせる
- ・生活のなかで読書の楽しみを育てる習慣をつける
- ・図書館等の利用（本を借りる、まめに通う）
- ・図書館に行ったり、本屋に連れて行く
- ・身近に本のある生活、家族みんなで本を読む時間を作る
- ・活字に親しむ（接する）機会をもつ《手紙を書く等》
- ・親がよく本を読む姿を見ていると子どもも本が好きになる
- ・本に興味を持たせる
- ・ラジオのお話の時間にいつもスイッチを入れておく
- ・テレビを見せない、テレビを消す時間を作る
- ・絵本展に行ったり、部屋に絵本を飾る
- ・親がよく本を読む姿を見ていると子どもも本が好きになる
- ・親自身が子どもと本を楽しむ



【園・学校でできること】

- ・1日1回読書の時間や、朝10分の読書時間をとる
- ・子どもが興味をもつ本を図書室におく
- ・音読を進める
- ・図書の時間をつくって、読書の習慣を身につける
- ・良い本の紹介や購入、情報の提供を活発にする
- ・学校で先生に読んでもらった内容は今でも忘れられない
- ・学習時間に読書会を作る
- ・読書時間を週単位で設ける
- ・図書館をもっと身近でいきやすくする
- ・作文教育の時間が少ない
- ・読書を勧める機会をつくり、良かった本を紹介する
- ・1日中、図書室を開放する
- ・学校図書に専任司書の常駐
- ・朗読を聞かせる
- ・読書効果を図るために、感想文を書かせたり発表させたりする
- ・本の貸し出しを増やす
- ・教師やボランティアによる読み聞かせ
- ・教室や廊下等にも読書コーナーを設ける
- ・図書館を使った調べ学習等の時間を設ける
- ・図書ノートを作ったり、お話しをする
- ・図書の時間割を1週間に2~3回とりいれる
- ・大きな子が小さな子に読み聞かせをする
- ・本を通して、小学校と幼稚園の交流

【地域、ご近所でできること】

- ・ボランティアがお話を開催
- ・自治会での（ミニ）図書室や家庭図書の開放
- ・自治会で本の読み聞かせのイベントを行う
- ・読み終えた本を近くの園、校に持っていく
- ・図書館、公民館等の図書の充実、読書感想文の公募
- ・集会所を使って、親子の読書会や紙芝居をする
- ・おじいさんやおばあさんが地域の子どもに読み聞かせをする
- ・地域の情報誌におすすめの本や年齢にあった良本を紹介
- ・子育てサークルで絵本の読み合い
- ・保育園の園庭解放の活用
- ・子ども会等で本の紹介

(設置)

第1条 本市における子どもの読書活動の推進を図るため、子どもの読書活動推進に関する法律（平成13年法律第154号）に基づき策定された政府の子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画及び奈良県子ども読書活動推進計画を踏まえ、大和郡山市子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）の策定を行う大和郡山市子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について審議し、その結果を教育長に報告する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に係る調査に関すること。
- (3) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 読書活動推進団体関係者
- (3) 図書館関係者
- (4) 学校関係者
- (5) その他教育長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱され、又は任命された日から平成19年3月31日までとする。
ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に、会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は、委員が互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 所掌事務に係る具体的な事項の調査研究を行うため、必要があるときは推進会議に専門部会を置く。

2 専門部会の設置及び運営に関し必要な事項は、別に教育長が定める。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、大和郡山市立図書館において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
(会議の招集の特例)
- 2 この要綱の施行の日以後最初に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。
(この要綱の失効)
- 3 この要綱は、平成19年3月31日限り、その効力を失う。

資料 4

大和郡山市子ども読書活動推進会議委員名簿

(敬称略)

	構 成	氏 名	所 属
1	学識経験者	安井 正憲 (会長) ※	元奈良県立図書館 館長
2	読書活動推進団体	西村 千鶴子 ※	図書館ボランティア団体代表
3	社会教育委員	橋詰 瑠紅 (副会長)	社会教育委員会議代表
4	学校関係者	植松 明夫 ※	平和小学校 校長
5	学校関係者	下岡 宣子	郡山西幼稚園 園長
6	学校関係者	赤井 繁夫	郡山高等学校 校長
7	保育園関係者	市山 田鶴子	西田中保育園 園長
8	行政関係者	高田 清	福祉健康づくり部長
9	行政関係者	木下 平一	教育部長

※は専門部会委員

※ 尚、当委員会において中心的な役割を果たしていただいた、安井正憲委員長は任期途中の平成19年1月29日に急逝されました。ご冥福をお祈りいたします。

大和郡山市子ども読書活動推進計画策定の経過

(会議の内容及び取り組み)

回	開催年月日	検討内容
1	(平成18年) 7月12日(水)	第1回推進会議 ・基本的な考え方と策定計画について ・今後の予定について ・子ども読書の現状の把握について
2	7月26日(水) ~8月10日(木)	子どもの読書活動の現状についてのアンケート(I)実施 (園・学校・ボランティア等各機関)
3	8月31日(木)	第1回専門部会 ・アンケート(I)の回収・分析について ・今後の予定について
4	9月29日(金)	第2回専門部会 ・講演会の取り組みについて
5	10月4日(水)	第2回推進会議 ・アンケート(I)の結果報告 ・子どもの読書活動についての意見収集について
6	10月15日(日)	子ども読書活動推進計画講演会開催 テーマ「アンケート集計に見える郡山市の現状」 講師:川西町立図書館(前)館長 益田忠夫氏 ・市立図書館の子ども読書環境(報告) ・学校図書室の子ども読書環境(報告)
7	10月16日(月) ~10月31日(火)	子どもの読書活動についてのアンケート(II)実施 (保護者・一般市民)
8	(平成19年) 1月10日(水)	第3回専門部会 ・大和郡山市子ども読書活動推進計画(素案)作成 ・アンケート(II)の回収・分析について
9	1月25日(木)	第3回推進会議 ・アンケート(II)結果について ・大和郡山市子ども読書活動推進計画(素案)の検討
10	2月19日(月)	大和郡山市子ども読書活動推進計画(素案)に対する意見 交換会開催(小・中学校教諭)
11	2月28日(水)	第4回専門部会 ・大和郡山市子ども読書活動推進計画(案)の検討
12	3月8日(木)	第4回推進会議 ・大和郡山市子ども読書活動推進計画(案)の修正内容について意見交換、最終調整 ・大和郡山市子ども読書活動推進計画の広報、配布について ・大和郡山市子ども読書活動推進委員会の設置について
13	3月9日(金)	・大和郡山市子ども読書活動推進計画(市子ども読書活動推進会議)を大和郡山市教育長に答申
14	3月9日(金) ~19日(月)	・大和郡山市子ども読書活動推進計画(教育委員会)を調整
15	3月22日(木)	大和郡山市子ども読書活動推進計画(教育委員会)を教育委員会で議を経る

資料 6

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日 法律第154号制定)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての关心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

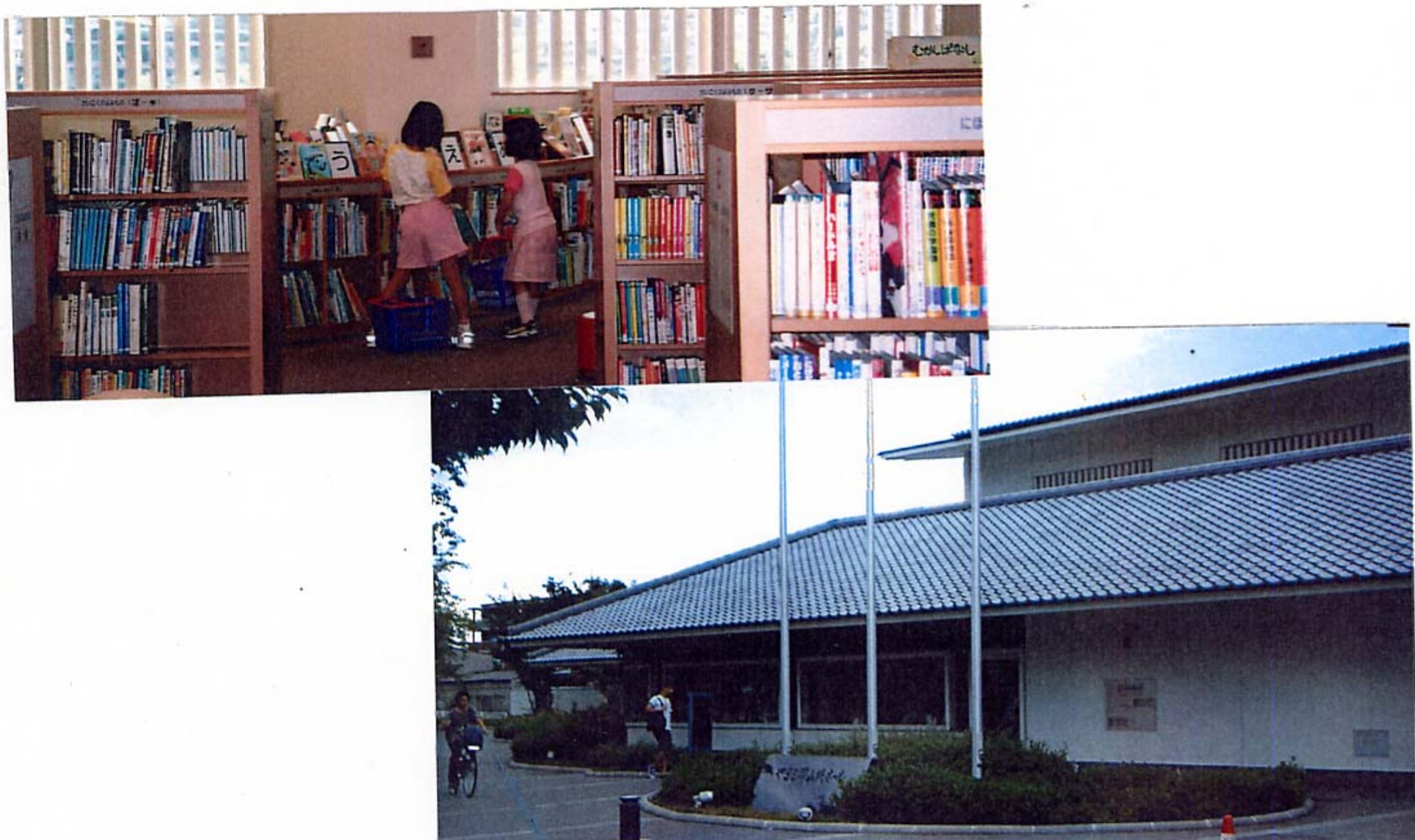
3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。



『大和郡山市子ども読書活動推進計画』

平成19年3月発行

編集・発行：大和郡山市教育委員会

〒 639-1198 奈良県大和郡山市北郡山町248-4

